

# 近世後期における貸付資本の存在形態

備後府中・延藤家の事例

中山 富 広

## 一 はじめに

「世直し」が昂揚しつつあった明治初年の正月、品治郡戸手村の土手を歩いていた備中笠岡の宇三郎は、「花月堂」と名のる「浪士躰之者」三人に呼び止められ、尋問をうけた。

宇三郎は笠岡の胡屋弥左衛門の依頼によって、芦田郡府中市の延藤家へ「病人見舞」に代参し、帰路この「浪士躰之者」に出会ったのである。彼らは宇三郎が延藤家へ行ったことを知ると、延藤家に関する次のような巷説をあげて宇三郎に本当かどうか詰問した。

延藤兼々無慈悲ニ而、日雇等召遣候而賃銀並合不遣候由、都而施物等も不致趣申聞候

既大家之事、金貸耳ニ而事足可申、然ルヲ小前之者難波筋茂不厭、綿八万本も買メ油蠟杯もヲモハク、是とても無慈悲之義相あらわれ居、全体何れも買入何れへ取捌候

## 説

この巷説をもとにした詰問に対して宇三郎は、「蠟油等取扱ハ更ニ無之、綿之義ハ先年同家質店へ入質之分流質ニ相成、迷惑致居候処、不斗直段引立ニ而不残売捌」き、わずかの利潤をえたにすぎず、「買メ杯与申」す噂は全く見当違いであることを訴えた。そしてこの後もいくつかの問答をくり返しているが、「答方取捨候共、三十日之内ニ者様子可相分、其方トテモ首者我者と思間敷」と脅迫されて、宇三郎はやっと解放されたのであった。

この宇三郎が遭遇した事件には、「世直し」状況下における当地域の諸階級対立について、二、三の問題を含んでいると考えられる。すなわち「花月堂」はいかなる階級・階層の利害を代表しているのか、はたして彼らが述べるように「日雇」「小前」層の利害を代弁しているのか、また「世直し」騒動における彼らの役割をどう評価するか、さらに「大家」の「施物」あるいは「買メ」がいかに諸階級・階層の対立を

鈍化、激化させるにいたったのか、等々である。しかしこれらの問題は本稿の課題の範囲外とせざるをえない。ただここでは「大家」の「金貸」に注目してみたい。「大家之事、金貸耳ニ而事足可申」という表現には、形成期の国内市場を対象として商品流通にあたる商業資本家と、貸金貸与を通じて彼らを蓄積基盤とする貸付資本家の成立している客観的事実を反映して、「大家」が商品市場に介入することへの反対と、消極的ながらも「大家」の「金貸」へのいわば「肯定」的な意識が読みとれるであろう。本稿は右の表現（「金貸耳ニ而事足可申」）がもつ意味について、「大家」＝延藤家の「金貸」のあり方・構造を、当該期の備後南部一帯における地域経済の進展との関連において明らかにしてみたい。

ところで、天保期以降の延藤家の資産構成は、貸付銀の占める割合が著しく増大し、九〇%以上にも達している。収入の面から検討しても、下半期（七月～十二月）の利銀収入は、文化年間四〇%、文政年間七〇%、天保年代に八〇%、同末年ころには九〇%をこえ上昇の一端をたどる。そして一方では、分家同族に質屋や醸造業、綿問屋などを営ませ、自らは貸付資本家として急速に純化していったのである。まさに幕末期の延藤家の経営は、商人地主としての側面を除けば「金貸耳」といっても過言ではないのである。そこで本稿の具体的な課題は、「金貸耳」といわれた延藤家の貸付資本と、その蓄積基盤を上述の課題意識のもとに検討することにある。

また延藤家は領内でも有数の大地主である。その土地購入

相手を見ると、おもに領内の商業資本家を中心である。<sup>5)</sup>この点から、同家の貸付銀は、生産者農民に吸着する在方商業資本家を蓄積基盤としていたのではないかということが推測される。これらの商業資本の幕末期における存在形態の一端を明らかにすることは、上述の課題の検討に不可避の作業であるとともに、「金貸耳ニ而事足可申」という意識構造にも迫りうると考えられる。

## 二 幕末期における延藤家の貸付銀

### (1) 貸付銀の分析

延藤家の貸付銀は、寛政元年（一七八九）期末に銀一七六貫余であったが、文化六年（一八〇九）に三四二貫余、以後、急増の一端をたどり、慶応二年期末（同三年期首）には九〇一九貫余、金換算一萬九四九八両という規模に達している（図1参照）。

ここではまず、借銀者数がどのような推移をたどっているか検討しよう。それぞれの年度の期首における借銀者数を銀額別に整理したのが表1である。借銀者数は文政八年（一八二五）に二八六名、天保四年（一八三三）、同十四年には、それぞれ三八一名、五五九名と増加しているが、嘉永六年（一八五三）からは減少し、慶応三年には一八八名となり、文政八年よりも少なくなっている。銀額別で見ると、銀一貫目以下の借銀者は文政八年から順に五七・六%、五九・四%、四

近世後期における貸付資本の存在形態（中山）

表1 銀額別借銀者数の推移

貸付額	文政8 (1825)		天保4 (1833)		天保14 (1843)		嘉永6 (1853)		文久3 (1863)		慶応3 (1867)	
	名	%	名	%	名	%	名	%	名	%	名	%
700,000~											2 (1.1)	
500,000~700,000							1 (0.2)		2 (0.9)		2 (1.1)	
300,000~500,000							1 (0.2)		1 (0.5)		2 (1.1)	
100,000~300,000	2 (0.7)		3 (0.8)		7 (1.3)		8 (2.0)		9 (4.1)		10 (5.3)	
50,000~100,000	6 (2.1)	(12.2)	2 (0.5)	(10.5)	15 (2.7)	(11.8)	12 (3.0)	(22.7)	14 (6.3)	(33.9)	8 (4.3)	(35.5)
10,000~50,000	29 (10.1)		38 (10.0)		51 (9.1)		79 (19.7)		61 (27.6)		59 (31.2)	
5,000~10,000	15 (5.2)	(29.5)	26 (6.8)	(29.3)	48 (8.6)	(45.6)	39 (9.7)	(49.5)	30 (13.5)	(39.3)	25 (13.3)	(39.9)
1,000~5,000	69 (24.3)		86 (22.5)		207 (37.0)		159 (39.8)		57 (25.8)		50 (26.6)	
500~1,000	37 (12.9)		49 (12.9)		39 (7.0)		38 (9.5)		24 (10.9)		14 (7.4)	
300~500	29 (10.1)	(36.6)	38 (10.0)	(33.9)	27 (4.8)	(18.6)	9 (2.2)	(19.9)	6 (2.7)	(21.3)	5 (2.7)	(16.0)
100~300	39 (13.6)		42 (11.0)		38 (6.8)		33 (8.2)		17 (7.7)		11 (5.9)	
~100	60 (21.0)		97 (25.5)		127 (22.7)		22 (5.5)					
合計	286 (100)		381 (100)		559 (100)		401 (100)		221 (100)		188 (100)	
1人当たり借銀(匁)	5,288.8		5,489.4		6,455.0		14,084.0		31,357.9		47,977.4	

「年々算用写」、「天保4年正月算用帳」「天保14年正月算用帳」「嘉永6年正月書抜帳」「勘定帳」により作成

表2 延藤家の期首総貸付銀内訳

(単位 銀匁)

	(A) 府中市下層民	(B) 若田・品治郡農民	(C) 分郡農民	(D) 安那領主・藩士	(E) 分同家族	※その他	総貸付銀
文政8	2,486 (0.2)	69,223 (4.6)	58,242 (3.9)	100 (0.0)	363,459 (24.0)	1,019,077 (67.3)	1,512,587 (100)
天保4	2,663 (0.1)	78,756 (3.8)	155,728 (7.4)	20,000 (1.0)	590,912 (28.3)	1,243,413 (59.4)	2,091,472 (100)
天保14	6,411 (0.2)	302,876 (8.4)	246,025 (6.8)	32,486 (0.9)	172,641 (4.8)	2,847,883 (78.9)	3,608,322 (100)
嘉永6	8,870 (0.2)	407,509 (7.2)	73,5185 (1.3)	147,742 (2.6)	884,466 (15.7)	4,125,586 (73.0)	5,647,691 (100)
文久3	1,089 (0.0)	267,022 (3.9)	14,999 (0.2)	816,820 (11.8)	2,254,803 (32.5)	3,575,369 (51.6)	6,930,102 (100)
慶応3	3,435 (0.0)	279,087 (3.1)	9,999 (0.1)	1,780,350 (19.7)	3,484,587 (38.7)	3,462,284 (38.4)	9,019,742 (100)

表1と同じ

一・三%、二五・四%、二一・三%、一六・〇%と減少し、逆に一〇貫目以上の借銀者は、嘉永六年より二五・一%、三九・四%、四四・一%と増加している。そして当然のことではあるが、この表から一人あたりの借銀がとくに嘉永六年から大きくなっていく傾向がうかがえる。また嘉永六年以降、一〇貫目以下の借銀者が急激に減少しているのは、後述するように延藤家が府中市の下層民や府中市周辺の貧農への貸付をやめ

たためと推測される。

ではつぎに貸付銀の階層別にみた内訳を表2でみてみよう。(A)府中市の下層民の借銀から検討すると、彼らの借銀額の全体に占める比率は1%にも満たさずごくわずかである。借銀者数を文政八年より順に列挙すると、三九名、五〇名、九〇名、二七名、五名、四名となり、個別に検討してみても表1でみた三〇〇目以下の零細借銀者は、彼らと(B)の小作貧農層がそのほとんどを占めているのである。

(B)と(C)への貸付けは、(B)が小作貧農層への貸付け、(C)はそのほとんどが質地貸銀である。両者は天保十四年に最高額を示し、総貸付銀に対し一五・二%の比率となっている。同年の借銀者数は(B)一四五名、(C)九八名であり、(A)九〇名をあわせると三三三名になり、全借銀者五五九名のほぼ六割にあたるが、貸付銀は全体の一五・四%にすぎない。嘉永六年あたりより(C)が減少しているのは、生産者農民への質地金融が積極的になされなくなったことを示す。また(B)の領主金融は、文政より天保年間にかけてはあまりおこなわれていない。この時期は献金が中心であり、貸付銀は文久年間より急増している。(B)分家同族への貸付けは、天保十四年に家制改革の結果、四・八%に縮小しているが、嘉永・安政年間から急増し続け、慶応三年には総貸付銀の三八・七%を占めている。

さて表2で注目すべき点は、※その他の項である。この項目に含まれる借銀者は、広島藩領御調郡農民への貸付けを除けば、すべて領内外の地主・豪農層、商業資本家である。そ

こで、そのうちの代表的な二八家を選んで借銀額を示してみた(表3)。文政八年には福山城下、在町府中市を中心とした一五家で総貸付銀の四一・九%を占めている。これに城下町の岩田屋孫四郎(五六貫)、倉光屋徳左衛門(一五貫)、深津郡市村亀蔵(三五貫)、深津村(石井)長治(一五貫)、そのほか府中市の土生屋、林屋、および府中市周辺の田民屋、福田村作蔵の地主・商家八家を加えると、総計八三〇貫余となり、総貸付銀に対し五四・九%となる。同様に天保四年は一三家で三一・九%であるが、市村亀蔵はじめ五家一五六貫を加えると、総貸付銀に対し三九・四%となり、残り二〇%がその他の地主・豪農層、商業資本家の借銀となる。また天保十四年、嘉永六年には、それぞれ二〇家で総貸付銀の四〇%以上を占めていることがわかる。それに対し文久三年、慶応三年の比率は、二〇家前後で二二・五%、一七・九%と減少しているが、銀額としては現状維持といつてよいであろう。

以上のことから地域的広がりの傾向を無視すれば、農民への質地金融はごくわずかにすぎず、表3の二八家と分家同族および領主・藩士への貸付銀が過半を占めていたことがわかる。その貸付銀比率を文政八年より順に示すと、六五・九%、六一・二%、四七・二%、六四・三%、六六・八%、七六・三%となる。このように、一貫して分家同族と各地(城下・輛・府中市・松永・三原・尾道など)の商業資本家および地主・豪農層が、延藤家の主要な借銀者であった(文久年間より領主金融が加わる)ことがうかがえる。それは延藤家の御

近世後期における貸付資本の存在形態（中山）

表3 領内外の商業資本および地主・豪農層28家への貸付銀

（単位 銀匁）

地域	氏名	文政8	天保4	天保14	嘉永6	文久3	慶応3
城下・ 深津郡	(1) 帯屋利兵衛	75,000	30,000	35,000	49,980	32,200	37,000
	(2) 鉄屋一族	50,000	180,000	60,000	148,960	20,000	
	(3) 川本屋吉兵衛	5,400		65,800		100,000	
	(4) 池鯉鮒屋甚兵衛					55,970	73,890
	(5) 手城村喜左衛門	20,000		110,000	29,400		
	(6) 千田村河相一族	34,196	32,683				
沼隅郡	(7) 保命酒屋吉兵衛			50,000	80,000		
	(8) 近田屋五郎八	2,000	28,420	8,784	124,580	101,500	307,560
	(9) 大木屋喜代八			100,000	90,000	103,450	69,200
	(10) 入江屋四郎三郎		35,000	85,000		29,800	
	(11) 大松屋豊太			30,000	160,000		27,400
	(12) 藤江村熊太郎	30,000	80,000		50,000		
	(13) 水呑村前左衛門			102,000			
	(14) 山南村儀平治					51,450	36,650
吉田・ 品治郡	(15) 神辺屋一族	186,088	1,294	69,600	7,400	70,000	
	(16) 阿賀屋一族	150,657	55,967	118,823	72,470	58,868	167,240
	(17) 隅屋一族	11,480	29,920	196,869		3,920	4,440
	(18) 味噌屋一族	40,000	24,500	6,000	11,760	33,370	226,800
	(19) 西紺屋半七	2,646			263,632		
	(20) 湯野屋一族	9,310	29,254	31,150	69,400	81,400	29,600
	(21) 新市村目崎屋一族	1,980	1,000	51,780	119,800	171,580	116,360
	(22) 戸手村信岡一族			170,000			
他 領	(23) 油屋元助	15,000	140,000	45,000	*756,780	44,710	47,670
	(24) 尾道灰屋一族			150,000	309,804	116,400	83,660
	(25) 尾道住屋一族				81,600	100,000	111,880
	(26) 松浦屋儀十郎				54,400	41,903	21,502
	(27) 三原川口屋一族				68,000	136,485	42,900
	(28) 笠岡胡屋一族			13,000	48,424	203,833	209,404
④ 合 計	633,757	668,038	1,498,806	2,596,390	1,556,839	1,613,156	
④/総 貸 付 銀	41.9%	31.9%	41.5%	46.0%	22.5%	17.9%	

これらの(1)~(28)への貸付銀は表2の※その他に含まれる。(23)の\*正銀756,780匁は尾道商業資本24家への貸付引受額である。

用達商人および備後南部における最大の貸付資本家としての存在形態に規定されているともいえよう。

## (2) 利銀収入の分析

貸付銀の利銀収入は、前述したように、延藤家の収入の中心的位置を占め、年によつてはその九〇%に達する場合もあった。ここではまず表1の形式にそつて、銀額別の利払者数を概観しておく。文政八年より天保十四年までは、表1の傾向にほぼ照応しているといえる。すなわち借銀者数がそれぞれ二八六名、三八一名、五五九名であるのに対し、利払者数は三〇一名、三七四名、五八九名とほぼ同数であること、さらに銀額別の分布も表1の銀額の単位を一桁おとすと、それがそのまま銀額別の利払者数となるということである。ところが嘉永六年からは、若干様相が違つてくる。嘉永六年の借銀者が四〇一名であるのに対し、利払者は五二三名、同様に文久三年は二二一名に対し四九七名、慶応三年は一八八名に対し四三九名となつている。しかも利銀三〇目以下の利払者が異常に多く、たとえば文久三年、慶応三年の三〇〇目以下の借銀者はわずか一七名、一名にすぎなかったが、利銀三〇目以下の利払者は、それぞれ二八二名、二六六名も存在するのである。彼らのほとんどは府中市の下層民であり、かつ延藤家の借屋人である。彼らがここで払う利銀とは、家賃の滞納分へ利息がかつた分であろう。この利息分だけが「大福入」の「利方」の項に入れられたためと考えられる。

つぎに、領主・藩士、分家同族および表3の二八家が支払つた利銀を表4によつて検討しておこう。まず文政八年から天保十四年までをみると、彼らが支払う利銀は全体の六〇%前後である。少しづつ減少しているのは、利払者の数が文政八年の三〇一名から三七四名、五八九名と増加しているためであろう。ただし天保十四年は、彼らの借銀が総貸付銀に対して四七・二%であるのに対し、表4の⑧/総利銀は五八・一%（利子率八・三八%）と高くなつている。これはこの年に農民への質地金融が多く、利銀という形で利銀納入が少なかったこと（「小作料」として記載か）、および他の商業資本家の利払いも円滑に納入されなかったことなどが推測される。嘉永六年以降は、借銀者が年々減少していくにつれ、彼らの納入する利銀の比率も、さらに絶対額も増加し、慶応三年には八一・八%、三二九貫余となつたのであつた。

### (3) 小括——利率を中心として——

図1は貸付銀の利率の推移を示したものである。文化十二年（一八一五）に二一・六%と異常な高さを示しているのは、この年、領主金融の利銀が一挙に入つたからである。それにして文化年間には一〇%以上の利率を示し、文政年間に入つてもその前半は八・九%と高率を保っている。しかし後半より五・六%台におち、幕末までの水準が保たれているが、慶応三年になると四%台におちていることがわかる。

つぎに個人ごとの利率を検討しよう。貸付銀をたて軸に、

近世後期における貸付資本の存在形態（中山）

表4 領主・分家および28家の利銀納入

(単位 銀匁)

利銀納入者	文政8	天保4	天保14	嘉永6	文久3	慶応3
領主・藩士		1,600	1,809	8,129	74,508	10,546
分家同族	22,728	37,001	17,803	66,661	181,552	212,961
(1)	5,250	2,100	2,678	3,362	3,450	4,227
(2)	3,642	12,824	5,251	8,835	1,020	
(3)	40	3,159	4,631		7,800	
(4)					3,013	3,623
(5)	1,428		8,160	1,001		
(6)	4,851	2,431				
(7)			3,825	4,827		
(8)	100	640	993	18,880	20,394	28,591
(9)			7,854	7,344	7,925	6,038
(10)			6,069		2,415	
(11)			2,448	13,056		2,415
(12)		4,896		4,080		
(13)			8,609			
(14)					3,774	2,642
(15)	12,525	24	5,984	256	4,477	
(16)	11,976	2,971	9,614	8,978	4,115	6,303
(17)	731	2,504	18,419	2,249	362	408
(18)	2,500	2,114	733	709	2,979	10,995
(19)	154			18,627		
(20)	1,168	3,068	2,488	5,527	5,050	4,902
(21)	132	1,460	5,347	11,193	12,656	8,489
(22)			15,137			
(23)	108	9,243	3,891	1,219	2,453	2,159
(24)			10,914	14,815	3,623	4,008
(25)				2,402	8,208	6,101
(26)				7,104	2,264	2,264
(27)				7,154	6,468	2,264
(28)			82	5,930	6,801	10,441
㊦ 計	67,333	86,035	142,739	222,338	365,307	329,377
㊦/総利銀	63.8%	61.5%	58.1%	?	76.7%	81.8%
㊦/借銀	6.75%	6.73%	8.38%	6.13%	7.89%	4.79%

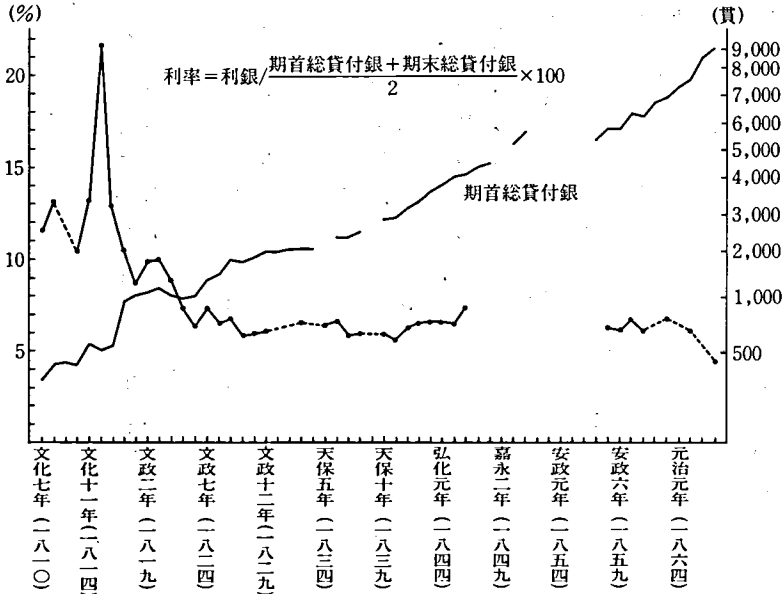


図1 利銀回収率の推移と期首総貸付銀

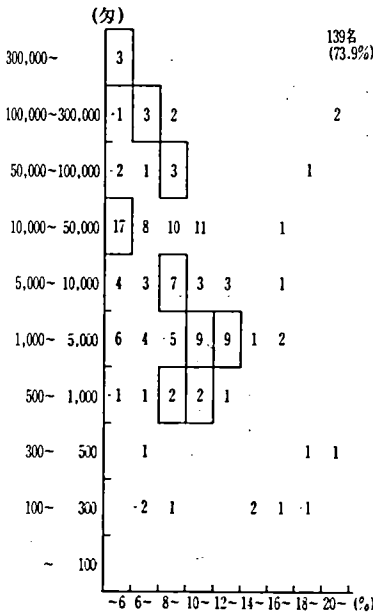


図2-(2) 貸付銀と利率の相関(慶応3年)

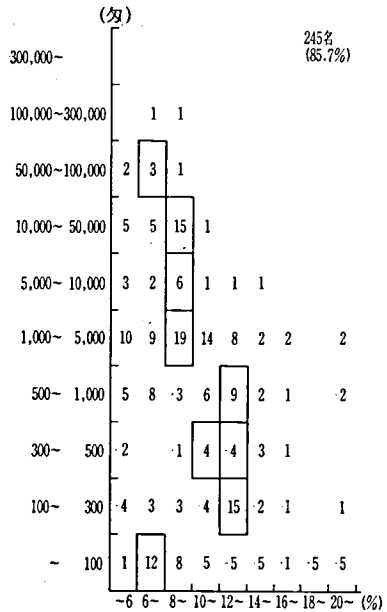


図2-(1) 貸付銀と利率の相関(文政8年)



利率を横軸にとつて作図すると、①貸付銀が多いほど利率は低くなる。②なかには期首総貸付銀にはあらわれない二、三カ月の短期の貸付利銀を含んでいる場合や、利銀滞納分もあわせて納入することもあるため、利率が二〇%以上におよんでいる者もいる。逆に利銀滞納のためか、結果としてきわめて低利率になっている借銀者もあり、①の傾向をくずさないという意味において、個々の利率にばらつきが多くなっている。③幕末に近づくにつれ、利銀未払者の占める割合が増加する。以上の三点が指摘できる。

そこで図2-1(2)によつて、文政八年と慶応三年の場合を具体的に検討しよう。図の右上の数字は総計人数、その下の比率は表1の借銀者に対する数値である。したがつて文政八年には借銀者二八六名のうち利銀を払ったのは二四五名で、その比率が八五・七%、残りの四一名は利銀未払者であることを示す。さて図2-1(1)に示した文政八年からみてみよう。さきに指摘した①②の特徴をよく示していることがわかるであろう。一貫目以下は利率一二〜一四%が中心であり、一五〇貫目の借銀者はほぼ八〜一〇%の利率となつている。③の未払者については、表1と対照すれば五〇〇目以下の借者に多い。また一〇〜五〇貫の借銀者に未払者が三名いるが、このうち二名は分家である。

つぎに慶応三年を検討する。一〇〜五〇貫目の利率のおちこみ(六%以下)が特徴となつているが、この年も①②の特徴をよく表わしている。そして③全体的に未払者が多い。表

1と対照すれば、三〇〇貫目以上では、勘定所、松本喜四郎(分家)、「年賦方」(分家同族への低利の融資および没落商業資本家への趣法銀を含む)が利銀未払いであり、一〇〇〜三〇〇貫では、郡役所と、表3(16)味噌屋利左衛門が未払いとなつている。逆に二〇%以上の高率となつているのが、下菅屋、綿問屋操二郎(ともに分家)であり、これらは積年の利銀を支払つた結果であらうし、また「年賦方」の利払いがここに含まれている可能性もある。そのほか代表的な未払者を列挙すると、表3(16)阿賀屋加三郎・源三郎、(25)住屋新蔵、奉行所、芦田郡府川村民屋又右衛門などがあげられる。

以上、延藤家の貸付銀を分析してきたが、そこには、当地域の商業資本家、地主・豪農層の、経済変動にともなうさまざまな浮沈・盛衰が反映されていると考えられる。そこでつぎに各地の商業資本家を例にとり、延藤家の貸付銀と関連させながらみていきたい。

### 三 貸付相手の個別的分析

#### (1) 分家同族

分家の利銀納入をいま一度利率で示すと、文政八年六・二%、天保四年六・二%、天保十四年一〇・二%、嘉永六年七・五%、文久三年七・九%、慶応三年六・一%であり、きわめて安定した利払いといえよう。しかし二(3)でも指摘したように、個別的に検討すると、なかには未払者もいて、決し

表5 天保5年期末時における尾道、菅屋の惣指引

本家	……70,700匁	
右利足	……4,197.5	
		74,897.5
内		
有質	……35,820	歩358.2
春流	……12,734	歩127.34
有物	……9,160.1	
時貸	……257.27	
有札	……(記載なし)*別表参照	
残(記載なし)不足		

別表 同上における「利銀差引」(天保4~5年分)

収入	天保4年「利銀」	22,227.63匁
	「5年」	12,744.99
	A 計	34,972.62匁
支出	本家へ利銀払込	30,851.45匁
	流質損銀	11,869.57
	その他不足・損銀	1,783.53
	雑用支出銀	6,12.78
	その他(井堀屋暮方)	2,635
	B 計	53,260.33匁
	A-B	△18,287.71

注)「質方勘定帳(菅屋吉之助)」(天保6年)による。

家同族の経営への不信感は、いかに彼らの経営が破産の危機に頻していたかということを物語っている。

しかし史料の制約上、幕末期の分家の経営状況を明らかにすることができないので、ここでは天保期の尾道・菅屋の経営内容の一端を検討する。表5はその菅屋の天保五年(一八三四)における「質方」の惣差引、および利銀差引(別表)を示したものである。この表よりみてとれることは、まず「質方」の元立金が増えて本家からの七〇貫余の資金融資で賄なわれていることである。つまり菅屋自

て安定した経営状況であったといきれないところがある。明治八年(一八七五)に本家当主吉兵衛は、幕末における分家のありさまを回顧しながら次のように述べている。

(分家の)家産已ニ竭レハ毎々宗家ニ哀訴ス、随ヒ救ハ随ヒ破ル、家名ハ存スト雖トモ産業愈々衰フ、永続ノ目途立難シ、仮令今復々家産ヲ分ケ之ヲ賑救スト雖トモ、往時ヲ以将来ヲ徴スルニ、復々必ス毀敗セン

ここには、幕末期に分家同族の経営が破綻したこと、また資産を分与して経営のテコ入れを再度おこなったとしても、分家の商業経営はうまく軌道にのらないであろう、という分家同族への不信感が表現されている。いうまでもなく、この分

身の資金は全く投下されていない。それから有質や春流などの内訳計は、本来本家貸銀と利足の計七四貫八九七・五匁と同額でなければならぬ。ところが内訳の計は約五八貫で、有札の記載はなく「残不足」という事態となっている。経営が順調にいつていけば、ここに有札が一九貫余と書かれ、残〇となるはずである。しかし別表に示したように、「利銀差引」は一八貫余の不足となっており、有札が存在する余地はない。すなわちこれは、質流の損銀と三〇貫余という本家への利銀払込みが、菅屋の質経営を圧迫している形となっているのである。

このような菅屋の経営状況と、幕末期の分家同族の経営状

況にはたしてどのような相違点があるのか、残念ながらここでは明らかにすることができない。しかし幕末期において分家同族が安定した利銀支払いをおこなっていても、それが決して分家店の経営の安定を示すことにならないことは、右の事例で明らかであろう。先に引用した明治八年における本家当主の分家同族への批判が、事実認識をふまえたもの——若干の誇大表現があるとしても——とするならば、分家同族の幕末期における借銀額の急増は、経営の不安定さから来たものであろう。またそれゆえに、本家が圧倒的な金融支配をもって分家同族の破綻しつづつあった経営の内部にまで立ち入り<sup>9)</sup>、分家店をいわば本家の「出店」と化しつづつあったとともに、分家の経営をも、自己の貸付資本の蓄積基盤として十分に活用していたのである。

## (2) 府中市商業資本

在町府中市の商業資本が近世後期から明治初年にかけて、どのような変遷をたどったのか、とくに天保期以降の商業資本の動向は明らかでない部分が多い<sup>10)</sup>。ここではおもに表3にあげた(16) (20)をとりあげながら、府中市の商業資本家の動向を二、三検討しておきたい。

延藤家は、右の(16) (20)をはじめとして、そのほかの町内の商家から家屋敷・田畑を大量に取得しているが、そのこと自体は、府中市の商業資本家の経営がうまく立ちゆかなくなつたことを示す指標だと考えてよいであろう。(16)阿賀屋（姓、

上月)と(18)味噌屋（姓、浦上）は、一八世紀以来の府中市を代表する「豪家」であったが、(16)は嘉永六年に代銀六三貫目、元治元年（一八六四）に代銀一一貫目、(18)は嘉永三年に代銀四〇貫目、文久二年に石高二石余（売却代銀不明）の家屋敷を、それぞれ延藤家に売却している。

なかでも(18)味噌屋甚兵衛は、幕末期に経営破綻となつたのであった。

当村浦上甚兵衛、去ル<sup>家屋敷</sup>未年<sup>六</sup>酒造仕込銀口入致呉度与、同家利左衛門引受ニ而、甚兵衛銀子入用次第相渡し呉度、返濟方之儀ハ酒売代銀溜り次第払入可申候

これによると、(18)の酒造仕込みが困難となり、安政六年（一八五九）から延藤家の資金融資を求めていたことがわかる。延藤家も右の条件で資金融資を開始したのであるが、ところが「厚ク相頼候ニ付口入致是迄世話」してきたにもかかわらず、甚兵衛は文久三年（一八六三）六月以降、「売溜銀一向払入茂不仕」ようになった。延藤家は引受人の利左衛門へたびたび利払いを勧告するが、彼も「等閑理不尽之取向」であったという。

また甚兵衛は綿問屋も兼ねていた。甚兵衛が生産者農民に貸付ける「綿為替銀」（＝前貸銀）も、延藤家からの資金援助に裏づけられたものであり、その「綿為替銀」の決済は、「売綿代銀廻り合次第」、日歩の利足をもって、「銀子出入指引勘定」という形でおこなわれてきた。しかしこれも文久二年十一月ころより、銀子勘定が滞りがちとなり、延藤家は翌

年、甚兵衛の綿を差押えている。こうして味噌屋甚兵衛は延藤家に対して、莫大な借銀を背負うこととなり、文久三年九月には一八〇貫目余の額となったのであった。

表3の(17)隅屋久兵衛は弘化年間に経営破綻におちいり没落した一人である。

当村隅屋久兵衛義借銀相重り候ニ付、去ル<sup>天保十一年</sup>亥歳暮家財道具ヲ売払借銀方訳立仕候処、跡相統難出来ニ而、矢張是迄之通時質稼仕度候間、成丈歩安ニして貸與度一札差入、<sup>本家</sup>本家太郎三郎ノ厚被相頼候

久兵衛は借銀が重なったため、天保十年(一八三九)に家財道具を売払って借銀を精算したが、経営のメドが立たなかった。それで従来どおり「時質稼」を続けて営業するために、延藤家へ「元銀貸與度」と願いでているのである。延藤家はこれに対し、久兵衛家とは祖父の代より「懇意ニ致居候故、氣之毒ニ存、承知仕質銀差支不申候様貸渡」すことにした。ところが弘化二年(一八四五)の二月から利払いが全く途絶えたため、「有質」いっさいを差押え、「質受銀帳面」をみたところ、久兵衛の質経営は破綻していることがわかった。それで延藤家は本家の太郎三郎家へ「段々掛合候得共」、いっこうに何の対処もしようとしないので、代官所へ訴願したのであった。この事件によって隅屋久兵衛の「時質稼」はまったく潰れてしまった。それでも幕末期に久兵衛は銀札四貫目程度を借用しているが(表3)、おそらく何らかの形で細々とした営業をおこなっていたのであろう。

つぎに醬油醸造と天保期後半より質屋を営んでいた(18)西紺屋半七の場合を検討する。この西紺屋も前述の(17)隅屋と同じく、弘化年間にはいると経営が悪化した。とくに嘉永六年ころには、「追々借財増ニ相成、半七所持之家居并貸家・田畑等迄(延藤家へ)御渡申上」げ、「追々趣法申合」というほどになった。しかし西紺屋の経営を建て直すすべもなく、「安政四巳勘定八拾貫目余切銀」、「安政六未盆勘定中、貸其外諸帳面前五拾貫斗切銀」となり、経営の危機におちいったのである。表3にみられるように、嘉永六年は二六三貫余の借銀額、また安政五年には二一〇貫の借銀となっており、延藤家の分家同様に、延藤家の資金で西紺屋の経営(質・醸造)は動いていた。このあと同家がどうなったか不明であるが、文久三年、慶応三年の両年に銀貸借関係がないことから推測すると、「莫大之御損毛」をうけた延藤家に、「一切取引無御座」と資金融資を断られ、没落していったものと考えられる。

以上、(17)の三家の経営破綻のようすをみてきたが、この三家は明治四年の「世直し」騒動の際に、領民の打ちこわしの対象となっていない。これは幕末維新期までに完全に没落してしまつたことを証明するものである。こうして府中市の商業資本には、(16)阿賀屋や(20)湯野屋(姓、安原)のように幕末維新の経済変動を、延藤家の資金援助によって何とかのりきっていく場合もあるが、(17)の(18)のように延藤家のテコ入れをうけながらも、最終的には没落していった事例も多い。いま延藤家の融資をうけている府中市とその周辺村落の商業

資本家(屋号もち小商人も含む)の数を推定すると、天保四年は六七名、嘉永六年は七六名、慶応三年は四四名、そして明治三年七月には二七名となる。この慶応三年、明治三年における借銀者の減少は、(7) (8)の事例に限らず、府中市およびその周辺地域において、没落する中小の商業資本家が多かったことを示しているのではないだろうか。

(3) 輓商業資本

瀬戸内海有数の港町輓における、商業の変遷については「福山市史」をはじめ脇坂昭夫氏の研究がある。<sup>(20)</sup> 脇坂氏によると、輓においてはすでに一八世紀後半から他国商事が行きつまり、輓商業が衰退していったことが明らかにされている。

輓津関町播磨屋久右衛門義、銀子入用相願近年取引仕候  
 処、去ル<sup>去来</sup>丑十二月改札銀三拾貫目貸渡候内、拾貫目去寅  
 四月限り、残り式拾貫目同五月限り約定之所、両様共限  
 月ニ至り元利返済不仕、当人久右衛門場へ度々掛合仕候  
 処、趣法扨申立延引而已相断訳立不仕。<sup>(21)</sup>

これは安政二年(一八五五)九月に、延藤家が播磨屋久右衛門を代官所に訴えでたときの史料である。播磨屋がどのような営業をしていたか不明であるが、ともかく播磨屋は利払い期限をとうに一カ年経過していても、延藤家への利銀返済ができていないのである。延藤家は数回にわたって催促しているが、久右衛門は「平二相敷キ無余儀相延」すということのくり返しであった。また保証人の同族甚三郎にいたっては、

「同人持前一円無之」と立替金もだせない状態であった。こういったところに、輓商業資本の深刻な経営不振をみることでできよう。

さてここでは、以上のような輓商業の衰退にもかかわらず、嘉永三年同地において古手店を開店した近田屋(表3の(8))の経営を検討したい。輓において他国商事が衰退しつつあるなかで、その代表的な商品である古手を取扱うのであるから、近田屋の古手店は開店当初よりきびしい状況におかれていたといえる。ではなぜ近田屋は輓に古手店を開店したのであろうか。それは近田屋が、「土地之賑ヲ増候事」、すなわち衰退しつつあった輓を再び活性化させるということを、おもに輓の中村吉兵衛(表3の(7))および延藤家から要請されたからであった。近田屋は開店するにあたって、「先試ニ九州客札附之方相初メ、追々順合宜敷候ハ、北国下しも相始メ、順々次第ニ応シ手広ニ致候」と経営方針を決めていたが、中村吉兵衛にその方策では「土地之賑ヲ増」すことにはならないと反対され、やむをえず翌嘉永四年春より「北国下シ」も取扱うことになったのであった。<sup>(22)</sup>

近田屋古手店の資産、経営状況は安政六年から文久二年までの四カ年が判明する。まず経営収支からみておきたい。表6によると、万延元年(一八六〇)と文久元年の収支がそれぞれ二一貫余、七貫余と差引不足となっていることがわかる。

当店勘定之儀一昨年、昨年引続不勘定引続、尤以前も年二寄不勘定も御座候得共、ケ様連年不勘定相続候事も無

表6 頼津近田屋の経営収支

単位(札銀匁)

	安政6年	万延元年	文久元年	文久2年
古手売上利	39,374.67	13,698.74	29,368.56	49,113.3
金相差引利	24,518.31	9,405.13	△312.97	
解物手入物直打出	3,470	2,371.32		1,954
石物引当利	380	979.09		
鯉粕類引当利	5,050			
その他の	500	100		175.91
△ 収入計	73,292.98	26,554.25	29,055.59	51,243.21
諸雑用	14,462.4	12,412.17	12,500	12,055.1
臨時入用銀一切	3,157.16	5,537.74	1,917.5	2,510.5
飯料一切	3,945.87	4,548.2	4,751	4,009
銀歩差引欠	6,438.79	4,158.9	633.2	△1,393.7
店中給銀	2,500	2,250	1,500	2,000
利足出入	19,175.31	18,851.36	15,073.53	12,406.4
その他の	800			
△ 支出計	50,489.57	47,758.37	36,625.53	31,587.3
差引 △—△	22,803.41	△21,204.12	△7,569.94	19,655.91

注)「未決算用立利欠」(安政6年)、「近田屋古手店勘定帖写」(万延元年)、「西歳勘定建」(文久元年)、「戌年勘定建并有物書抜」(文久2年)より作成

御座、殊ニ色々不意之難事等ニ付不勘定ニ相成候年も儘有之、是等者格段之義ニ而無難ニ取行候ハ、年ヲ重候内自然ニ瘡候道理も御座候得共、申酉兩年之不勘定者別段臨時之難事有之候ニも無御座、地合之不勘定ニ相当甚以心底不安歎息仕居申候。

これまで不勘定の年が何回かあったが、それは「不意之難事等」の出費によるものであり、「年ヲ重候内自然ニ瘡候」ような赤字であったという。しかし近田屋は万延元年、文化元年の不勘定を「地合之不勘定」⇨取引(市場)における不勘定ととらえ、「甚以心底不安」としたのであった。

安政六年には二貫余の利益をだしているが、それは古手の売上利はともかくとして、表6によると金相差引利による収入が多いことが原因となっている。

一四百七拾五貫六百五拾九匁

但し北国建惣売高

此金 七拾壹匁かへ売上金均

六千六百九拾九匁

永四拾式匁式分五厘

此代 七六壱九四かへ買入金均

五百拾貫四百五拾五匁八分

指引 三拾四貫四百九拾六匁八分 出

右はその金相差引の一部を示したものであるが、金相差引とは、他領との取引の際に生ずる金銀交換の差額であり、最終的には福山銀札に換算したときの出目である。この三四貫

表7 近田屋の古手売上利と借銀・取替銀

			安政6年	万延元年	文久元年	文久2年
A	原 価	額	450,043.34	272,402.21	376,723.67	463,501.8
B	売 上	額	489,418.01	286,100.95	406,092.23	512,615.1
C	(B - A)		39,374.67	13,698.74	29,368.56	49,113.3
	C / A		8.75%	5.03%	7.79%	10.59%
借用銀 利 払	D	延 藤 家	206,702.12	220,338.62	200,426.9	118,459.0
	E	他 藤 家	13,354.1	66,519.66	11,173.31	21,490.95
	F	延 藤 家	24,301.74	23,255.84	20,983.29	19,503.1
	G	他 家 家	1,088.57	1,446.75	—	—
	H	F / G	11.76%	10.55%	10.47%	16.46%
	I		8.15	2.17	—	—
	I / H		8.15	2.17	—	—
諸 取 替	利 銀 入		88,912.41	181,821.83	94,949.49	111,691.53
			5,187.62	5,832.76	5,909.76	7,096.7
			5.83%	3.21%	6.22%	6.35%

注)表6に同じ

余から手数料その他の入用を差引いた額を、表6に示す二四貫余の金相差引利としているのである。同様に支出の項に入れてある銀歩差引も同じ性質の項目であるが、ただこの場合は本来収入にしている銀歩から「日用賃一切」「大坂行諸入用」「進物入用」「仲背賃」などの諸入用を引いており、その精算の結果差引不足となり、その額を支出として表示しているにすぎない。また文久二年の金相差引利に記載がみられないの

は、おそらく商品仕入・取引方法に何らかの変化が生じたか、銀歩差引に一括されたか、どちらかであろうが詳細はわからない。ともかくも万延元年、文久元年と連年の不勘定を続けたものの、文久二年には古手売上利の伸びによって、一九貫余の利益を計上するにいたったのである。

つきに表7によって、売上利および表6に示した利足出入を檢討する。古手の売上利率(回/A)は、万延元年に五%台におちこんでいるものの、そのほかの三カ年はほぼ八〜一〇%の利率となっており、決して低いとはいえない。むしろ、販売量の絶対的減少が、万延万年、文久元年の差引不足の原因となっていることがうかがえる。実際、近田屋の古手は、「庄内、本庄、新庄、野代辺へ初而差下候時直ニ相弘り、引続而積船御座候得共、何分皆小場所ニ而御座候故、下り船も無数金高も多分積候様之事ハ無御座、殊ニ凶豊之差別ニ依而榮不榮も有之」ような取引ぶりであった。文久二年に売上げが伸びているのは、「諸国豊作」のためであり、決してこれ以降、安定した経営が保証されているわけではなかった。そのためか近田屋は同年、延藤家へ対し、間接的ではあるが、低利の融資を懇願しているのである。

天保期以降の北国市場をめぐる瀬戸内各地の古手商の競争は激しく、高松、丸亀、笠岡、玉島、鞆、尾道の商業資本が、最大の取引地である「秋田表」への売込・独占をめざしていた。なかでも丸亀と笠岡の「古手大ニ弘り、高松、玉島両所ハ廢絶」にいたり、尾道の古手商「留清」も弘化年間には没

表8 差配人をととした尾道商業資本への貸付銀

年月	貸付額 千	対資産 %	総比
嘉永3年正月	1,520,818	27.3	
" 4年 "	1,742,793	29.3	
" 5年7月	1,759,872		
" 6年正月	967,459		
" " 7月	1,638,685		
安政元年正月	594,063		
" " 7月	529,859		
" 4年7月	400,770	7.1	
" 5年正月	454,046	8.7	
" 6年正月	575,293	7.5	
" " 7月	501,588	7.2	
" 7年正月	515,299	7.1	
万延元年7月	515,143	6.3	
" 2年正月	465,086	6.2	
文久元年7月	455,322	6.6	
" 2年正月	500,718	6.1	
" " 7月	471,063	5.8	
" 3年正月	467,786	5.7	
" " 7月	462,919	5.5	
" 4年正月	461,299	5.2	
元治元年7月	450,017	5.0	
" 2年正月	437,735	4.8	
慶応元年7月	429,695	4.6	
" 2年正月	431,368	4.4	
" 3年 "	432,965	4.6	
" 3年7月	445,715	5.2	
" 4年正月	499,850	4.2	
明治2年 "	408,318		
" 3年7月	394,161		

注)各年度「算用帳」(勘定帳)による。

落した。近田屋も秋田には「容易ニ顔售候様相成不申」と、なかなか進出できなかった。このような市場取引・競合関係における古手の売上減少を、近田屋は「地合之不勘定」と位置づけたのであった。

近田屋古手店の経営を圧迫し、「甚以心底不安」とさせたもう一つの原因は、同店の資金運用のあり方、とくに延藤家からの借銀にあった。表7でその利率(固/回)をみると、つねに一〇%をこえており、文久二年には一六・四六%の高利率となっている。ちなみに表3と表4から嘉永六年と文久三年の利率をみると、それぞれ一五・一五%、二〇・〇九%となり、慶応三年にいたって三〇七貫余の借銀(延藤家の分家同族を除くと最高額)で九・三%と、ようやく一〇%以下となったのであった。古手店自身の貸付利(固/回)が五、六%であるから、延藤家への利払いがいかに高率であったか

がわかるであろう。

こうして延藤家は近田屋に衰退しつつある他国商事港の頼に古手店を開業させ、自己の蓄積基盤として多大な貸付銀を投資して、利銀を安定的に吸い上げていたといえよう。

(4) 尾道商業資本

広島藩領の港町尾道は、前述の軀をはるかに上回る瀬戸内第一の港町である。近世後期の尾道商業資本について簡単に要約すると、第一に、全体的に下り坂であったこと、第二に、そのなかでも「巨商」の没落が著しいこと、の二点が特色としてあげられる。

延藤家と尾道商業資本家との関係は必ずしも明らかではないが、初代吉兵衛が宝暦年間以前に尾道へ奉公にでていた形跡がみられること、寛政文化年間に干鯛を表3の(4)灰屋、



表9 尾道・竹原屋の経営(嘉永6年)

		銀記載 (匁)	金換算 (匁)
A	総体借入ノ高貸		10,792
B	金講		1,700
	A - B		9,092
	家賃	4,244.56	313
	鉄利	8,114.37	
	袖利	5,672.57	
	万利	202	
	御入	1,198.75	
	扶持	951.47	
C	当分ノ利		266
D	諸道ノ余		579
	取入		126
	振替		248
	借講		276
	家内		62
	臨時		141
	酒店		853
	支不		
	支出		
	差引		△274
C/B	0.86%		
D/A	3.46%		

注) 高橋氏借金書抜扣(『新修尾道市史』5)より作成

(2)住屋などから仕入れられていること、および尾道の商業資金（正金）不足の傾向<sup>28</sup>などから考えると、延藤家の資金がいずれ投下される素地は十分にあったといえる。表3によると、文政八年に(2)油屋元助に一五貫目を貸付けているが、尾道へ本格的に貸付けを開始するのは天保期以降である。天保四年に油屋へ銀換算して一四〇貫、同九年に八〇貫、そして同一四年には(2)灰屋へも貸付けを開始し、油屋とあわせて一九五貫を貸与している。このころより他家への貸付けも始まり、貸付額は次第に増加していった。貸付方法は嘉永三年より他地域と同様に差配人をおき、尾道では分家菅屋がその任にあたった(表3の(2)三原の川口屋への貸付けも含む)。た

だし灰屋の場合はその一部が直接に延藤家と取引されており、また嘉永六年ころには油屋も差配人として貸付銀を引受けているが(表3)、安政年間にはいと中止されている。さて表8によって尾道商業資本家への貸付額を検討してこう。表によると、嘉永年間には総資産の二七・二九%という莫大な貸付銀が尾道に投資されている。嘉永六年の正月と七月でほぼ七〇〇貫の差が生じているのは、おそらく前述の油屋引受分が七月改めの時点で両者が合一されたためであろう。ところが安政年間にはいと、貸付銀は急激に減少する。文久年間以降は四〇〇貫台、そして明治三年にはついに四〇〇貫をきっている。これは尾道商業資本家の没落をまのあたりにして、有力かつ堅実な商業資本家に融資を限定したことによるものであろう。

そこでつぎに有力商業資本家の没落の事例として、表9に竹原屋の事例を示してみた。竹原屋は一八世紀以来、尾道を代表する「旧家」の一つで、嘉永年間には町年寄上席を勤める家柄であったが、嘉永六年には杜撰な経営が表面化してしまふのであった。表9から同家が鉄・材木問屋、酒店および貸家経営を営んでいたことがわかる。しかし経営悪化のため借金額が一万両をこえ、酒店も一四一両の「不約り」となっている。そのため諸道具を売払い収支を補おうとしているが、それでもなお二七四両の不足となっている。そこでもなお二七四両の不足となっている。そこで町役所は竹原屋を救済すべく、翌年の収支見積りを計算するが、収支の好転は望めそ

うになかった。<sup>(29)</sup> 安政年間にはいつてこの竹原屋が破産の宣告をうけたかどうかはわからない。ただ延藤家はわずかではあるが、竹原屋にこの時点で金五〇兩を貸付けており、延藤家の尾道への貸付銀が安政年間から急激に減少していることを考慮すると、「旧家」竹原屋の経営破綻が延藤家の資金投下に、大きな影響を与えたのではないかと考えられる。<sup>(30)</sup> こうして明治三年（一八七〇）七月には、尾道において表3の<sup>(31)</sup> (2)をはじめ、わずか一九家へ正銀三九四貫の貸付けにとどまつたのである。

#### 四 おわりに

幕末期における延藤家の経済活動は、地主・貸家経営を除くと、そのほとんどが貸付銀を中心とする金融活動であり、まさに「金貸」を主業務としていた。その貸付相手は、以上みてきたように、生産者農民や府中市下層民を含む広範な階層にわたっていたが、天保期を過ぎるころより、生産者農民や府中市下層民が貸付対象から除外され、除々に各地の商業資本家に限定されていった。また延藤家と取引きのあつた各地の商業資本家を検討してみた場合、有数の商業資本家は別として、その多くは幕末維新の経済変動に対応できず、経営の破綻に直面していることが明らかとなつた。これらの商業資本家の経営破綻の原因については別個に考察されねばならないが、ともかく延藤家は可能な限りそれらの商業資本家に

融資を行いつつも、他面では領主権力を利用しながら利銀を取立て、ある場合には抵当物件を差押える、ということである。これらの状況に対応していったのである。

延藤家が天保期のころより投機的な経営姿勢を排し、「別而銀談之義念入可申合第一ニ心得」ることとし、<sup>(32)</sup> 明治初年には「貸付金ハ必ス共議ニテ執行ヒ、抵当ノ物必ス取置候事」<sup>(33)</sup> と規定しているのは、幕末維新期に経営破綻となる商業資本家が、いかに多かつたとかということを反映しているといえよう。こうして延藤家は、生産者農民や下層民に加えて小商業資本家、さらには没落商業資本も貸付対象から除外していき、貸付額の増加とは逆に、慶応三年には借銀者が一八八名と、貸付対象を限定していったのであった。

さて冒頭に示した「花月堂」の言動には、延藤家の貸付銀の特質が反映されており、逆に言えば、「花月堂」がそうした延藤家の経営の特質および当地域における金融の動向をよくとらえていたといふことができる。すなわち彼らは、延藤家↓商業資本家、商業資本家↓生産者農民・下層民、という幕末期における二段階の金融関係を把握していたと思われる。<sup>(34)</sup> 延藤家の商品市場への介入（買占め等々）が、他の商業資本家の没落を招き、そのことが結果的に「小前之者難波」につながる、したがって延藤家は他の商業資本家に「金貸耳」おこなっていればよい、彼らはそういう意識構造をもっていたのではなからうか。彼らの言動を文面通りに——この点、様々な検討を経なければならぬが——「日雇」「小前」層

の利害を代表するものと解釈することはできない。むしろ経営不振にあえぎつつも、なおも農民的小商品生産に吸着せざるをえない商業資本の立場により近いものであろう。

註(1) 延藤家の全般的な位置づけについては、「福山市史」中巻

(一九六八年)、鈴木幸夫「備後地域における前期資本の形態」(広島県史研究)二号、一九七七年、「広島県史」近世2(一九八四年)、拙稿「近世後期在町における豪商の形成と発展過程」(社会経済史学)五一巻三号、一九八五年を参照。

(2) 広島県府中市出口町・延藤家文書、無題冊子、以下断わりのない限りすべて同家文書である。

(3) 当地域については、頼祺一「世直し」情勢下の「支配」の特質と諸階層の動向(佐々木潤之介編「村方騒動と世直し」下、所収、一九七三年)、同「世直しの状況」下における諸階級の動向(歴史学研究会編「歴史における民族と民主主義」所収、一九七三年)を参照されたい。

(4) 前掲拙稿、ただし拙稿においては貸付銀の分析はしたものの、どこの誰にいくら貸付け、どれだけ利益をえたか、という具体的な検討は甚だ不十分であった。

(5) 「家督書抜帳」(天保十五年)

(6) 家制改革については、前掲拙稿を参照されたい。

(7) 「大福入」(各年度)

(8) 地主・豪農層が延藤家から借用した銀をどのように運用しているか興味深い、史料の制約のため省略せざるをえない。

また福山城下の商業資本家についても具体例に乏しいので、本稿ではふれえなかった。

(9) 「家務諸規則」(明治八年)

(10) 典型的事例として、分家同族の不動産が本家の管理の下におかれるようになったことがあげられる。したがって分家の小作料・家賃収入は、本家が取扱い、本家の世話料を差引いた残額を分家へ手渡ししていた(「大福入」)。

(11) 従来、一八世紀後半以降、商品物資の集散地、地域市場の核として府中市は、著しい発展を遂げてきたことが指摘されてきたが、その発展の一端をおもに担ってきた商業資本が、天保期以降いかなる変遷をたどったかについては言及されていない。前掲拙稿では不十分ながらも、天保期以降の府中市の行きつまりと、おもに商品取引資本の経営不振を指摘した。

(12) 「家督書抜帳」(天保十五年)

(13) 「乍恐以書附奉願上候御事」(文久三年)

(14) 「乍恐以書附奉願上候御事」(弘化二年)

(15)(17) 「指入申一札之事」(万延元年)

(16) 「質方勘定帳」(安政五年七月、同六年正月)

(18) 頼祺一前掲論文

(19) 安原料平は、明治十年には水車絞油・丸釘製造・綿線営業の加工業を経営する商業資本であった(福山城鏡櫓文書館所蔵、高田文庫、五九六)

(20) 「近世中・後期における鞆商業と資金対策」(福尾猛市郎編「内海産業と水運の史的研究」所収、一九六六年)、「近世港町の商品流通」(「芸備地方史研究」六七号、一九六七年)

(21) 「乍恐以書附奉願上候御事」(安政二年)

(22)(23) 「安業趣法口上書一通」(文久二年)、「貸付金催促之答書」(明治七年)

(24) 「未歳算用立利欠」(安政六年)

(25) 前掲、「家業趣法口上書一通」

(26) 「新修尾道市史」第五卷、一九七六年、なお、前述の柄もそうであったが、瀬戸内では一八世紀後半以降、大坂と関係の深い港町や城下町でこれまでの中継商事の衰退がみられることが指摘されており(畑中誠治「宝暦・天明期瀬戸内諸藩における経済政策とその基盤」、「歴史学研究」三〇四号、一九六五年)、備後地方でもそれにもなつて商業資本の盛衰が激しかったことは十分に予想される。

(27) 「撰助・伯父文治郎・伯母、尾道富吉屋庄兵衛方江参候」

(「当家相統趣法子孫江申伝候ケ条書写」とあることから推測される。

(28) 前掲拙稿参照

(29)(30) 「新修尾道市史」第五卷

(31) 延藤家の尾道菅屋が、この時期より急速に、これまでの動産を中心とした経営から、貸家・塩田などの土地経営に移行したことも、そのことの表われであろう。

(32) 「当家相統趣法子孫江申伝候ケ条書写」

(33) 「家務諸規則」(明治八年)

(34) 延藤家の貸付銀の地域的範囲は、西は三原、尾道の広島藩領から、東は備中笠岡まで広がっている。しかし、すでにみてきたように、幕末期における貸付相手は、商業資本家や各地の地主であり、そのもとに展開する織物業などのマネー経営や各種地場産業には金融的介入を直接的におこなっていない。

い。つまり、商業資本家↓生産者農民・下層民の金融関係に全くといっていいほど関与していないのである。その点、明治二十年代後半より設立される各種銀行、すなわち、福山倉庫株式会社(二十五年)、松永為替会社(同上)、第六十六銀行(三十年改組)備後銀行(三十二年)、が地域産業と密接に結合していたことと対称的である。幕末期の延藤家はすでに、これら諸銀行の地域的な貸付範囲に金融関係を形成させていたが、地域の産業をとらえていないという点において、まさに「前期的」な存在形態ということができよう。

(広島大学附属中・高等学校)

#### 附記

昭和六一年度科学研究費補助金(奨励研究(B)、課題番号61904031による成果である。

# **The State of a Usurer's Capital in the Late *Edo* (江戸) Period: a Case Study of the *Nobuto* (延藤) Family in *Fuchu* (府中), *Bingo* (備後)**

**by Tomihiro Nakayama**

In the Late *Edo* period, the *Nobuto* Family was mostly engaged in financial business, especially loaning silver, besides owning the land and renting houses. They loaned people who were from different classes of the hierarchy, including the peasants and the lower classes in *Fuchu* City. However, since the *Tempo* (天保) Era, they intentionally had not been loaning the peasants and the lower classes, and limited customers to commercial capitalists in various parts by degrees. Many of the commercial capitalists who the *Nobuto* Family dealt with could not adapt themselves to economic change in the *Meiji* (明治) Restoration and faced breakdown economically except for only a few outstanding ones. The *Nobuto* Family financed those commercial capitalists as much as possible while they charged interest, taking advantage of the lord's authority. They seized mortgages when the customers could not pay them back. After all, the *Nobuto* Family had intended not to loan the peasants, the lower classes, the small commercial capitalists, and the ruined commercial capitalists; but, by contrast, the number of the renters had decreased to 188 in 1867 even though the amount of loans had increased.